

	<p>また、避難所の設備・備品につきましては、関係部局及び各区役所と連携を図り、災害時における円滑な避難所整備に努めてまいります。</p>	項目	<p>たような物価高騰対応について引き続き検討するよう要望する。</p> <p>また、移動支援同行援護の利用時間月51時間の時間制限についても、引き続き要望する。</p> <p>合わせて、グループホームにおける土曜日・日祝日での日中支援加算の拡充について、国に働きかけるとともに、大阪市としても独自に制度化するよう要望する。</p> <p>さらに、大阪市メトロおよび大阪市シティバスの無料乗車証について、車いすを利用しない知的障がい者で介護人が常時2人必要な場合は、車いす利用者と同等の扱いとするよう要望する。</p>
5	<p>障害者雇用促進法における地方自治体の法定雇用率については、令和6年4月1日から、令和8年6月30日までの経過措置はあるものの3.0%(教育委員会は2.9%)とされていることから、前倒しでこれを達成すべく、大阪市として積極的に障がい者雇用の促進に取り組むとともに、その就労継続にもより一層支援をおこなうよう要望する。</p> <p>また、今回、一部の所定週労働時間20時間未満の就業者についても雇用率に算入できることから、多様な就労形態での雇用についても検討していくよう要望する。</p> <p>【担当】 総務局 人事部 人事課(人事グループ) 電話：06-6208-7431</p> <p>地方公共団体の法定の障がい者雇用率については3.0%と定められているものの、令和6年4月1日から令和8年6月30日までの期間においては2.8%とする経過措置が置かれています。</p> <p>本市では、市長部局での障がいのある方の雇用率は、令和5年6月1日現在で2.8%となっています。</p> <p>なお、令和2年4月1日から令和7年3月31日までを取組期間とする「障がい者活躍推進計画」において、事務職員採用者数の4%を基本に障がいのある方の雇用を推進し、計画的な採用に努めていくこととしています。</p> <p>今後も引き続き、障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障がいのある方の雇用促進及び障がいのある職員への職場環境の改善等の取組みに努めてまいります。</p>		回答
6	<p>昨年来続く物価の高騰により、市内の障がい者の生活や障がい者福祉施設の運営は非常に厳しいものになっている。その負担の軽減のためにも、個人においては「日常生活用具」の基準額加算、種目の対象者拡大、単独種目の上乘せ等、大阪市独自の充実を図るとともに、施設運営については、今回実施され</p>		